

一宮町総合計画審議会設置条例

平成3年6月18日

条例第13号

(設置)

第1条 本町に地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、一宮町総合計画審議会(以下「審議会」という)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の総合計画に関する事項について必要な調査及び審議を行う。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のなかから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 関係諸団体の長

3 委員の任期は、諮問に係る審議が終了するまでとする。

(会長・副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、必要に応じ会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決定する。

(審議会の事務)

第6条 審議会の事務は、町長の定める機関においてこれを、処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。